

## ～令和7年4月1日以降のインボイスの発行について～

平素は当JA事業をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和7年4月1日の当JA新設合併に伴い、現在、適格請求書発行事業者の登録手続きを行っています。

登録が完了すると、当JAは令和7年4月1日に遡って適格請求書発行事業者となりますが、登録には2ヵ月程度を要する見込みであり、この間に発行する請求書等にはインボイス登録番号の記載がございません。手続きが完了次第、当JAのホームページにおいてインボイス登録番号をご案内いたしますので、同ページを印刷のうえ、請求書等と併せて保存いただくことで、令和7年4月1日以降のお取引について仕入税額控除が可能となります。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

和歌山県農業協同組合